

港湾法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

| | | |
|-----------------------|-----|-------|
| ○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号） | （抄） | ．．．．． |
| ○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号） | （抄） | ．．．．． |
| | | 2 1 |

港湾法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（港湾区域内の工事等の許可）

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用

二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 (略)

3 国又は地方公共団体が、第一項の行為をしようとする場合には、第一項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議に応じ」と読み替えるものとする。

4 (略)

（緊急確保航路内の禁止行為等）

第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路（非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。以下同じ。）内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。

2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発生した場合における船舶の交通に支障を与えるとき、又は非常災害が発生した場合における沈没物その他の物件の除去に著しく支障を与えるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 (略)

（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の七

1 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者（国を除く。）で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者に対し、特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し

付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。

2 前項の特定用途港湾施設は、次に掲げる港湾施設で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその建設又は改良に関する計画が定められたものをいう。

一 政令で定める用途に供する岸壁又は棧橋及びこれに附帯する政令で定める荷さばき施設その他の港湾施設

二 政令で定める用途に供する荷さばき施設又は保管施設（保管施設にあつては、国際戦略港湾におけるものに限る。）であつて埠頭の近傍に立地するもの及びこれらに附帯する政令で定める道路その他の港湾施設

三 政令で定める用途に供する旅客施設及びこれに附帯する政令で定める駐車場その他の港湾施設

3 5 (略)

(経過措置)

第六十条の三 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(職権の委任)

第六十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の職権の一部は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

○港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

(特定用途港湾施設)

第四条 (略)

第四条の二 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の荷さばき又は保管であつて、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）を伴うものとする。

2 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。

一 当該荷さばき施設又は保管施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁（りよう）

二 当該荷さばき施設又は保管施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場

(職権の委任)

第二十二条 (略)

2 法第五十条の第六十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の七第五項、第五十六条の二の二十二

、第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

別表第五(第十七条の十関係)

- 一 東京湾に係る緊急確保航路
- (1) から(13)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(13)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(14)から(20)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(14)に掲げる地点と(20)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(21)から(26)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(21)に掲げる地点と(26)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(27)から(30)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(27)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(31)から(34)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(31)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(35)から(37)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(35)に掲げる地点と(37)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 東京東防波堤灯台(北緯三五度三六分四三秒東経一三九度四九分四一秒)から一三〇度一、一五〇メートルの地点
- (2) 東京東防波堤灯台から一四二度三〇分二、二九〇メートルの地点
- (3) 東京東防波堤灯台から一五六度四五分八、二九〇メートルの地点
- (4) 川崎東扇島防波堤東灯台から七一度四五分八、三六〇メートルの地点
- (5) 東京東防波堤灯台から一二度三〇分一、一六〇メートルの地点
- (6) 東京東防波堤灯台から一四二度一五分一四、二六〇メートルの地点
- (7) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点
- (8) 川崎東扇島防波堤東灯台から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点
- (9) 東京中央防波堤東灯台(北緯三五度三六分三六秒東経一三九度四九分二八秒)から一七〇度四五分六、六四〇メートルの地点
- (10) 東京中央防波堤西灯台(北緯三五度三五分三三秒東経一三九度四七分二六秒)から一三九度三〇分五、四六〇メートルの地点
- (11) 東京中央防波堤東灯台から一七二度三〇分五、四二〇メートルの地点
- (12) 東京中央防波堤東灯台から一六三度一五分六、五四〇メートルの地点
- (13) 東京中央防波堤東灯台から一五八度四五分二、九五〇メートルの地点
- (14) 川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二度一五分二、七七〇メートルの地点
- (15) 川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点

- (16) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三八度三、六六〇メートルの地点
- (17) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇度二、三六〇メートルの地点
- (18) 川崎東扇島防波堤東灯台から一六二度一五分三、八七〇メートルの地点
- (19) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六度四分四、四〇〇メートルの地点
- (20) 川崎東扇島防波堤東灯台から一五二度三分二、一二〇メートルの地点
- (21) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一度二、三七〇メートルの地点
- (22) 横浜大黒防波堤東灯台から一二五度四、六九〇メートルの地点
- (23) 横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一五分四、五〇〇メートルの地点
- (24) 横浜本牧防波堤東灯台から一四九度四、〇四〇メートルの地点
- (25) 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度一五分三、四七〇メートルの地点
- (26) 川崎東扇島防波堤西灯台から一五六度四分二、七〇〇メートルの地点
- (27) 木更津港富津西防波堤灯台（北緯三五度二分四分四秒東経一三九度四分一六秒）から三一八度一五分六、五三〇メートルの地点
- (28) 木更津港富津西防波堤灯台から三一七度一五分五、八一〇メートルの地点
- (29) 第二海堡灯台から一四度四分六、四七〇メートルの地点
- (30) 第二海堡灯台から一五度三分七、三五〇メートルの地点
- (31) 横須賀港東北防波堤東灯台から九九度一五分二、八一〇メートルの地点
- (32) 第二海堡灯台から二七八度三分二、二八〇メートルの地点
- (33) 第二海堡灯台から二〇〇度三分二、〇一〇メートルの地点
- (34) 第二海堡灯台から二一九度二、五三〇メートルの地点
- (35) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から七五度一五分三、六五〇メートルの地点
- (36) 横須賀港東北防波堤東灯台から五六度一五分二、九五〇メートルの地点
- (37) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から一一〇度四五分二、八四〇メートルの地点
- 二 (略)
- 三 大阪湾に係る緊急確保航路
- (1) 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(39)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域の地点
- (2) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分二、一二〇メートルの地点

- (3) 堺泉北大和川南防波堤北灯台（北緯三四度三六分一八秒東經一三五度二三分一七秒）から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点
- (4) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点
- (5) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点
- (6) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点
- (7) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、六〇〇メートルの地点
- (8) 堺浜寺北防波堤灯台（北緯三四度三三分二九秒東經一三五度二四分三四秒）から二七〇度四五分一一、二〇〇メートルの地点
- (9) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一一度四五分八、二二〇メートルの地点
- (10) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四二〇メートルの地点
- (11) 堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一一、九六〇メートルの地点
- (12) 友ヶ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東經一三五度二秒）から三四七度三〇分五、六七〇メートルの地点
- (13) 友ヶ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点
- (14) 生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東經一三四度五七分）から九〇度一、九九〇メートルの地点
- (15) 友ヶ島灯台から三三六度三〇分六、六八〇メートルの地点
- (16) 堺浜寺北防波堤灯台から二七五度一二、三二〇メートルの地点
- (17) 西宮防波堤西灯台（北緯三四度四〇分四〇秒東經一三五度一八分四八秒）から一九〇度九、三二〇メートルの地点
- (18) 神戸第七防波堤西灯台（北緯三四度四〇分八秒東經一三五度一五分一四秒）から一八八度九、〇八〇メートルの地点
- (19) 平磯灯標（北緯三四度三七分一八秒東經一三五度三分五五秒）から一六五度四五分五、一八〇メートルの地点
- (20) 平磯灯標から二一五度三、四五〇メートルの地点
- (21) 江崎灯台（北緯三四度三六分二三秒東經一三四度五九分三六秒）から四六度一、六三〇メートルの地点
- (22) 江崎灯台から三二八度三〇分一、二〇〇メートルの地点
- (23) 江崎灯台から三二八度三〇分二、九〇〇メートルの地点
- (24) 江崎灯台から三一五度三、一一〇メートルの地点
- (25) 平磯灯標から二一五度一、九五〇メートルの地点
- (26) 平磯灯標から一五三度三〇分四、〇〇〇メートルの地点
- (27) 神戸第一防波堤西灯台（北緯三四度三九分一一秒東經一三五度一一分二五秒）から一八九度六、三八〇メートルの地点

(39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28)

神戸第一防波堤西灯台から一九一度四、五六〇メートルの地点
神戸第一防波堤西灯台から一八二度一五分四、八八〇メートルの地点
神戸第一防波堤西灯台から一八二度三〇分六、二五〇メートルの地点
神戸第七防波堤西灯台から一九一度一五分七、七五〇メートルの地点
神戸第七防波堤西灯台から一七一度三〇分七、二八〇メートルの地点
神戸第七防波堤西灯台から一六六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
神戸第七防波堤西灯台から一四九度四五分四、八五〇メートルの地点
西宮防波堤西灯台から一九一度四五分七、九二〇メートルの地点
西宮防波堤西灯台から一八七度四五分七、七四〇メートルの地点
西宮防波堤西灯台から一九二度三〇分四、七八〇メートルの地点
西宮防波堤西灯台から一八四度三〇分四、四八〇メートルの地点
西宮防波堤西灯台から一八三度七、〇五〇メートルの地点